

問合せ

- 北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2西14
国保会館6階 ☎011-290-5601
- 赤平市 医療保険係 ☎32-2214

後期高齢者医療制度 保険証(被保険者証) の一斉更新

保険証が新しくなります

現在の保険証(オレンジ色)
有効期限は7月31日まで

- 8月以降は使用できなくなります。

新しい保険証(水色)を郵送します
有効期限は平成29年7月31日まで

- 手元に届いたら、水色の保険証をつかってください。
- 紛失したときや汚れたときは再交付しますので、医療保険係窓口にお申し出ください。

後期高齢者医療被保険者証
有効期限 平成29年 7月31日
被保険者番号 01234567
住所 広城市連合町1丁目
氏名 広城 太郎 男
生年月日 昭和 7年 7月 7日
発給年月日 平成20年 4月 1日
発給期日 平成20年 4月 1日
交付期日 平成28年 7月 1日
一部負担金の割合 1割
保険者番号(交付に際して被保険者の名称及び住所) 水色 公印(朱)

減額認定証も新しくなります (限度額適用・標準負担額減額認定証)

現在の減額認定証(ピンク色)
有効期限は7月31日まで

- 8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方へ
減額認定証(黄緑色)を郵送します
有効期限は平成29年7月31日まで

- 手元に届いたら、黄緑色の保険証をつかってください。
- 紛失したときや汚れたときは再交付しますので、医療保険係窓口にお申し出ください。

後期高齢者医療制度適用・標準負担額減額認定証
交付年月日 平成28年 8月 1日
被保険者番号 01234567
住所 広城市連合町1丁目
氏名 広城 太郎 男
生年月日 昭和 7年 7月 7日
発給年月日 平成28年 8月 1日
発給期日 平成29年 7月31日
適用区分 区分II
長期入院 平成28年 8月 1日 保険 印
標準負担額 印
保険者番号(交付に際して被保険者の名称及び住所) 黄緑色 公印(朱)

新たに減額認定証が

必要となる方▶▶

右記の交付対象に該当することを確認のうえ、医療保険係窓口へ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Iまたは区分IIに該当する方

区分II	世帯全員が住民税非課税である方
区分I	世帯全員が住民税非課税である方のうち次のいずれかに該当する方
	世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	老齢福祉年金を受給されている方

減額認定証の交付対象とならない方(住民税課税世帯の方)は、保険証のみで限度額の計算が行われます。

医療費通知を全受診者へ

これまでは希望者にお送りしていましたが、9月送付分からは全受診者(平成28年1~6月に受診された方)にお送りします。
発行時期は9月と翌年3月です。

【医療費通知のイメージ】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H28年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H28年2月	□□薬局	調剤	1	10,000	1,000
∫	∫	∫	∫	∫	∫
合 計				28,000	2,800

医療費通知の活用

- 医療費の推移がひと目でわかるため、健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など、健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数などが間違いがないか確認しましょう。

*確定申告(医療費控除)の際の添付資料としては使用できません。

*この通知は皆さんの受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。

不審電話にご注意 ください

赤平市内で多数、不審電話が確認されています。市役所保険課と名乗る人物から「還付金がある」、「医療費の還付があります」などの怪しい電話がありましたら、市役所市民生活課医療保険係か赤歌警察署(☎ 32-0110)へご連絡願います。



医療保険

information

問合せ
医療保険係 ☎ 32-2214

年金相談予約制 待ち時間の短縮ができます

砂川年金事務所では、お客様の待ち時間を短縮するために予約での年金相談を承っています。予約の時間帯は下記のとおりです。

○予約の際には、基礎年金番号をお伺いしますので、年金手帳をお手元にご準備のうえ、ご連絡ください。代理人の方が相談にいらっしゃる場合は、「委任状」が必要になります。

月～金曜日 午前	月～金曜日 午後
8:30～9:00	14:00～14:30
9:00～9:30	15:30～16:00
9:30～10:00	16:30～17:00

第2土曜日は9:30からと15:00からのみ予約できます。

予約の受付

砂川年金事務所
お客様相談室
☎ 0125-28-9002
自動音声案内
「2」番を押してください。

年金相談は
事前の予約
が便利です。



国民年金保険料免除・ 納付猶予の申請

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や、「納付猶予制度」があります。

●免除制度

所得が少なく、本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが困難なときは、本人から申請をいただき、承認されると保険料の納付が免除になります。免除される額は、「全額」、「4分の3」、「半額」、「4分の1」の4種類があります。

●納付猶予制度

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、本人から申請をいただき、承認されると保険料の納付が猶予されます。(※平成28年7月から制度が改正され、納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。)

保険料免除や納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間(25年間)に参入されます。また、保険料免除・納付猶予を受けた期間中に、ケガや病気で障がいや死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

年 金

information

問合せ
戸籍年金係 ☎ 32-1823
砂川年金事務所
☎ 52-2144

第8弾

20%付き
スーパープレミアム
まごころ商品券
5,000セット
限定販売!

■販売内容

1セット(1,000円券12枚綴り)1万円で販売
最大1人5セット(5万円)まで。

■販売日及び時間

8月20日(土) 9時～

売り切れた場合は終了となります。

■販売場所・販売数(3会場で行います)

- ・交流センターみらい… 2,200セット
- ・若木生活館… 1,400セット
- ・東公民館… 1,400セット

※売れ残りが出た場合は、22日(月)に商工会議所において販売します。

■問合せ 商工会議所 ☎ 32-2246 ■